

令和4年度 三郷町地域再エネ導入戦略策定支援事業
(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

国は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

三郷町では、SDGS未来都市に選定され、スマートシティを目指すとともに、環境負荷の小さい持続可能な社会の構築に取り組んでいます。これまでに、公共施設における太陽光発電設備の導入や、高性能設備機器等の導入を進めているほか、創エネ・省エネシステム住宅等への補助金の交付をするなど脱炭素社会の実現に向けた取り組みを行い、また2021年3月にはゼロ・カーボンシティ宣言も行いました。今後は、環境省が実施する先行地域100への選定や、また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に基づき、本町全体における廃棄物の削減に取り組むこととしています。

現在、本町には、再生可能エネルギー資源として、太陽光や樹林などが存在しています。そして三郷町のCO2排出量は家庭・業務の民生部門が多いことや、大和川の洪水被害や南海トラフ大地震などの大規模災害に備えた災害時のエネルギー確保が課題となっています。これらの資源の活用方を検討することで、CO2排出量を削減するとともに、地域が抱える課題の同時解決を目指すための検討を行うことを本業務の目的とするものです。

2. 対象業務名

令和4年度 三郷町地域再エネ導入戦略策定支援事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）

3. 業務内容

別紙 1、仕様書の通り

4. 契約上限額

9,999,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

5. 問い合わせ先

三郷町環境整備部住環境政策課

〒636-8535 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号

TEL：0745-43-7342 FAX：0745-73-6334

6. 応募資格要件

本プロポーザル参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- ①三郷町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

④三郷町暴力団排除条例に基づく入札参加除外の措置要件に該当しない者であること。

⑤本業務と同種業務を受託した実績があること。同種業務とは、過去10年以内の国及び地方公共団体が実施する再生可能エネルギー活用推進に関する調査もしくは計画策定した業務をいう。

7. 実施要領等の配布

①配布期間：令和 4 年 4 月 7 日（木）～令和 4 年 4 月 19 日（火）

②配布場所：三郷町ホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.town.sango.nara.jp/>)

8. 質問の受付及び回答

①受付期間：令和 4 年 4 月 19 日（火）17 時まで

②提出方法：別添の質問書（様式 1）に必要事項を記入の上、FAX 等にて三郷町環境整備部住環境政策課に提出してください。

③回 答 日：令和 4 年 4 月 20 日（水）予定

④回答方法：FAX 等にて回答します。

※他の参加者からの質問は、三郷町環境整備部住環境政策課にて閲覧することができます。

9. 参加申込書・企画提案書・見積書の作成及び提出

本プロポーザルに参加する場合は、次に定める書類を作成し、期限までに提出してください。

①参加に関する書類・・・正本 1 部 副本 7 部

- ・参加申込書（様式 2）
- ・企画提案書（様式 3）
- ・同種業務の実績(その 1)(様式 4)
- ・同種業務の実績(その 2)(様式 5)
- ・見積書（様式 6）

※企画提案書の作成にあたっては、本事業の趣旨を十分理解し、「10. 企画提案書の作成要領」を踏まえて作成すること。

②提出期限等

- ・提出期限：令和 4 年 4 月 22 日（金）17 時まで
- ・提出方法：持参
- ・提 出 先：三郷町 環境整備部 住環境政策課

10. 企画提案書の作成要領

①実施要領、仕様書等を踏まえ、次に掲げる項目について記載してください。

(1)実施方針及び実施体制

本業務の実施にあたり、実施方針及び実施体制を記載してください。

(2)本事業の留意事項及び対応策(その 1)

三郷町の抱える課題に対して、解決の方向性を検討するにあたって留意事項と対応策を記載してください。

(3)本事業の留意事項及び対応策(その 2)

脱炭素社会構築に関する効果の検証にあたっての留意事項と対応策を記載してください。

(4)業務スケジュール

業務のスケジュールを記載してください。

(5)同種業務の実績(その 1)

過去 10 年以内に地球温暖化対策実行計画を策定及び改訂した業務を履行した実績を記載してください。なお、様式 4 を使用し、実績の件数及び記載した業務の内容が確認できる契約書の写し、仕様書の写し等を添付してください。

(6)同種業務の実績(その 2)

過去 10 年以内に再生可能エネルギー活用推進に関する調査もしくは計画策定した業務を履行した実績を記載してください。なお、様式 5 を使用し、実績の件数及び記載した業務の内容が確認できる契約書の写し、仕様書の写し等を添付してください。

②様式枚数は任意とし、前項で記述した項目ごとに作成してください。

③記述はできる限り平易な表現とし、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等が必要な場合は、適宜貼付することとします。

④企画提案書に要する費用は、全て参加者の負担とします。

⑤提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本町から疑義事項の照会を行うことがあります。

⑥企画提案書の取扱い

- ・提出された企画提案書等の著作権は、本町に帰属するものとします。
- ・企画提案書等提出後における当該企画提案書等の内容の追加又は変更は原則として認めません。
- ・提出された企画提案書等の返却は行わないものとします。
- ・提出された企画提案書等は、審査等の過程において複製することがあります。
- ・提出された企画提案書等は、参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として公開しないものとします。

1 1. 審査方法

本プロポーザルの審査は、以下のとおりとします。

①審査（書類審査）

本プロポーザルの選定委員会において、提出された企画提案書等の書類を「③審査基準」で示す評価基準に基づき、書類審査により、優先交渉権者として選定します。

②審査結果の公表

審査結果については、三郷町ホームページで公表します。

通知日：令和4年4月28日（木）予定

③審査基準

本プロポーザルは、以下の評価基準に基づき審査します。

※詳細については、別紙2「優先交渉権者選定評価基準」を参照してください。

1 2. 提案及び見積の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者は無効とします。

- ①応募資格要件を満たさない者
- ②所定の期限及び提出先に参加申込書、提案書を提出しない時
- ③提案に関連して談合等の不正行為があった時
- ④提案書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされている時
- ⑤提出後に見積書の金額等を訂正した時
- ⑥上記に掲げるものの他、提出書類に重大な記載不備があり本町が無効であると判断した時

1 3. 委託契約

①「11. 審査方法」により選定された者を優先交渉権者とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議合意した後に委託契約を締結します。なお、当該事業者が提案した内容は、委託仕様書に規定されたものと見なします。優先交渉権者との協議が調わない場合や、契約締結までに「参加資格要件」に規定するいずれかの要件を満たさなくなった場合又は事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合等においては、次点交渉権者から順に繰り上げて契約に向けての協議を行います。

②契約期間は、契約締結の日から令和4年9月15日までとします。

③契約にあたっての主な留意事項

- ア. 提案された金額をそのまま委託するものではなく、協議の上、提案の一部を変更もしくは委託料を変更する場合があります。
- イ. 業務の全部または一部について、本町の承諾なしに他社に再委託することはできません。

1 4. スケジュール

実施要領等の配布	令和4年4月7日（木） ～ 令和4年4月19日（火）
質問書の提出期限	令和4年4月19日（火）17時まで
質問への回答	令和4年4月20日（水）予定
参加申込書・企画提案書・見積書の提出	令和4年4月22日（金）17時まで
審査結果の公表	令和4年4月28日（木）予定

※本業務の説明会は実施しません。

1 5. その他留意事項

①提出のあった書類等は返却しません。ただし、不採用となった場合には、本町で定めた保存年限満了後、本町の責において全て処分するものとし、本業務の審査以外では使用しません。

②提出された書類等は必要に応じて複写します。

③企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、無効とします。

④本プロポーザルの参加業者が1者のみの場合、プロポーザルは成立するものとします。ただし、総合点数において満点の5割以上の点数を必要とします。